（削る）

（第六面）

［住宅部分に関する事項］

| | | | |
|---|---|---|---|
| 【１．建築物の住戸の数】 | 戸 | | |
| 【２．住宅部分の床面積】 | （　床面積　）（開放部分を除いた部分の床面積） | | |
| 【イ．新築】 | （　　㎡） | （　　㎡） | |
| 【ロ．増築】 | 全体（　　㎡） | （　　㎡） | |
| | 増築部分（　　㎡） | （　　㎡） | |
| 【ハ．改築】 | 全体（　　㎡） | （　　㎡） | |
| | 改築部分（　　㎡） | （　　㎡） | |

【３．基準省令附則第２条の適用の有無】
□有（国土交通大臣が定める基準に適合するもの）
□無

【４．基準省令附則第４条の適用の有無】
□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）
□無

【５．住宅部分のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

【６．備考】